

# 特約及再確認事項

平成 年 月 日

貸主 住所

氏名

物件表示：  
所在地：  
名称：  
構造：  
賃貸借部分：  
賃貸借面積：

## 1. 第7条補足

① 第1項の使用目的の変更とは例えば次の通りです。

例：事業用の場合…(1)当初目的が物販店なのに実際は、飲食店を営業又はアダルトショップや風営法の許可を要する等の店舗を営業。

(2)営業・来客等の建物内出入りが少ないはずが実際は多数である。

(3)事務所使用であるが第10条2項二～五に該当する。

居住用の場合…(1)マッサージ又は鍼灸院として利用又は保健所に届出ている。

(2)訪問販売・テレホンクラブ等の拠点、法人名義の掲示、各種集会、節度のないホームパーティの会場とする等近隣に迷惑を及ぼす等

の場合が想定されますが他のケースも考えられるので御注意下さい。但し、甲の書面による承諾がある場合は別です。

## 2. 第17条補足

① 第1項における相当期間は、2ヶ月間とする。

② 乙の営業行為が法律に抵触し又、監督官庁より摘発を受けた場合、又刑事訴追を受けた場合は、即時解約とする。

③ 乙又はその使用人（居住用の場合は同居人）が、一般的感覚をもってその服装・言動から一見暴力団員風・極左極右関係者とみられたり、いわゆるフロント企業である（独自の調査：警察署への照会、信用機関の調査等で判明した場合）場合及び世間的に好ましくない団体（例えば破壊活動防止法の適用を受ける又は、適用の検討をされてる等）である場合、甲が一方的に契約を解除できる。

3. 1・2により契約解除の場合の解約違約金は賃料・管理費等の2ヶ月相当額及び消費税とする。又、本契約に係る乙の債務に関する遅延損害金は日歩5銭の割合とする。

4. 本契約及び本契約に関する約款の各条項に違反した場合、甲による強制的な貸室への立入り及び使用の制限に異議を申し立てない事。



※ 異議は申し立てません。

5. 契約終了後1ヶ月が経過しても明渡しが未了の場合の措置。

※私 \_\_\_\_\_ の所有する諸造作・設備及び残置物すべての権利を  
放棄し原状回復及び残置物の処理に関する費用のすべてを負担することを約束  
します。

6. 鍵の引渡しをもって明渡しとする。その場合の諸造作・設備、残置物等の処分が未了の場合の処置は5. に準ずる。

7. 連帯保証人は上記4. 5. 等の措置に関し乙に代って処分にあたる義務を負う。  
(残置物等の保管引取り等含む。)

8. その他

以上、特約及再確認事項について説明を受け承諾します。

賃借人(乙) 住所  
氏名 \_\_\_\_\_



連帯保証人(丙) 住所  
氏名 \_\_\_\_\_

